

給付水準調整期間及び 給付水準調整後の給付費等の将来推計

ここでは、年金財政の均衡を図るため、マクロ経済スライドにより給付水準を自動調整する期間の推計方法について述べる。

具体的には、給付水準調整前の給付費等に対して、ある年度までマクロ経済スライドの適用を続けた場合の給付水準調整割合を乗じることにより、給付水準調整後の給付費等を算出し、それをもとに作成した財政見通しにおいて2100年度の積立度合が支出の1年分以上となるかどうかを確認することにより、何年間マクロ経済スライドの適用を続ける必要があるか推計するものである。

以下では、説明が煩雑になることを避けるため、過去の物価スライド特例の処理等の附随的な事項は捨象して推計の基本的な骨格を述べる。

1. マクロ経済スライドによる給付水準の調整

(1) 計算に用いる数値

給付総額（給付現価）でみた給付水準の調整割合の計算には、この計算過程までに算出した以下のデータを用いる。

《A 給付水準調整前の給付費等の推計部分からの出力データ》

- ・ 年度 (N) 及び受給者の年齢 (X) 別の厚生年金の2階部分の年金給付費
(以下、KYU(N, X)とする。)
- ・ 年度 (N) 及び受給者の年齢 (X) 別の厚生年金の経過的国庫負担の額
(以下、KOKKO(N, X)とする。)

《B 給付水準調整前の基礎年金拠出金の推計部分からの出力データ》

- ・ 年度 (N) 及び受給者の年齢 (X) 別の厚生年金の基礎年金拠出金額
(以下、KYOS(N, X)とする。)
- ・ 年度 (N) 及び受給者の年齢 (X) 別の厚生年金の基礎年金拠出金額に対する国庫負担額 (以下、KYOSKOKKO(N, X)とする。)

注. 受給者の年齢別の厚生年金の基礎年金拠出金額とは、基礎年金受給者の年齢別給付費に厚生年金の基礎年金拠出金按分率を乗じて算出したものである。

(2) 本来の年金スライドの仕組み

公的年金のスライドの原則は、65歳で年金を受け取り始めるときの年金

(新規裁定年金)の水準は、前年度における現役の被保険者の1人当たり賃金(可処分所得)の水準に応じてスライドし、65歳で受給開始後の年金(既裁定年金)の水準は、前年の物価水準に応じてスライドするという考え方を基本としている。ただし、実質賃金上昇分の年金スライドへの反映については、実績の変動をならすために3年平均をとることとしていることから、年金の受給開始後も67歳までスライド率に賃金上昇を反映させることにより、実質的に65歳到達の前年度の賃金水準を年金額に反映させる仕組みとなっている。

以下では、

CH(N) : N-1年度~N+1年度の実質可処分所得上昇率の平均(3乗根)

CPI(N) : N年の物価上昇率(N年の消費者物価指数/(N-1)年の消費者物価指数)

とする。

【N年度の年金スライド】

新規裁定年金(65歳) = 前年度の新規裁定年金
 $\times \text{CH}(N-3) \times \text{CPI}(N-1)$

既裁定年金(66歳) = 各受給者の前年度の年金
 $\times \text{CH}(N-3) \times \text{CPI}(N-1)$

既裁定年金(67歳) = 各受給者の前年度の年金
 $\times \text{CH}(N-3) \times \text{CPI}(N-1)$

既裁定年金(68歳~) = 各受給者の前年度の年金
 $\times \text{CPI}(N-1)$

(3) 給付水準調整期間中の年金スライド(マクロ経済スライド)

給付水準調整期間中は、公的年金の全被保険者数の減少率の実績と平均余命の伸び率を勘案して設定した一定率(0.3%)に基づいて当該年度におけるスライド調整率を設定し、スライド調整率に相当する分、年金の伸び率を抑制することとされている。

以下では、簡単のため、物価上昇率も賃金上昇率もマイナスとならない場合の算式を掲げる。なお、算式中、CHO(N)は

N-1年度~N+1年度の公的年金の全被保険者数の対前年変化率の平均(3乗根) $\times 0.997$

を意味するものとする。

【N年度の年金スライド】

新規裁定年金(65歳)

= 前年度の新規裁定年金

$\times \max(\text{CH}(N-3) \times \text{CPI}(N-1) \times \text{CHO}(N-3), 1)$

既裁定年金（66歳）
 = 各受給者の前年度の年金
 $\times \max(\text{CH}(N-3) \times \text{CPI}(N-1) \times \text{CHO}(N-3), 1)$

既裁定年金（67歳）
 = 各受給者の前年度の年金
 $\times \max(\text{CH}(N-3) \times \text{CPI}(N-1) \times \text{CHO}(N-3), 1)$

既裁定年金（68歳～）
 = 各受給者の前年度の年金
 $\times \max(\text{CPI}(N-1) \times \text{CHO}(N-3), 1)$

（4）年度、年齢別の調整率の計算

給付水準調整は2005年度より行うこととされているが、K年度まで給付水準調整を続けた場合、2005年度以降の年金給付が各年度（N）、受給者の年齢（X）別に、給付水準を維持した場合と比べ、どれだけ調整されているかを計算する。

以下、K年度まで給付水準調整を続けた場合の各年度（N）、受給者の年齢（X）別の給付費等の調整前の給付費等に対する比率を $R(K, N, X)$ とする。すなわち、

$$R(K, N, X) = \frac{\text{K年度までの給付水準調整による給付水準調整後のN年度、X歳の給付費等}}{\text{給付水準調整前のN年度、X歳の給付費等}}$$

この $R(K, N, X)$ は、給付水準調整中の年金改定率が（3）のように設定されることに基づき、次のようにKについて帰納的に算出される。

○ K=2005 の場合

$$R(2005, N, X) =$$

$$\left\{ \begin{array}{l} 1 \quad (N \leq 2004 \text{ のとき}) \\ \frac{\max(\text{CH}(2002) \times \text{CPI}(2004) \times \text{CHO}(2002), 1)}{\text{CH}(2002) \times \text{CPI}(2004)} \\ \quad (N \geq 2005 \text{ かつ } X \leq N+67-2005 \text{ のとき}) \\ \frac{\max(\text{CPI}(2004) \times \text{CHO}(2002), 1)}{\text{CPI}(2004)} \\ \quad (\text{上記以外のとき}) \end{array} \right.$$

○ $K \geq 2006$ の場合

$R(K, N, X) =$

$$\begin{cases}
 R(K-1, N, X) \\
 \quad (N < K \text{ のとき}) \\
 \\
 R(K-1, N, X) \\
 \times \frac{\max(\text{CH}(K-3) \times \text{CPI}(K-1) \times \text{CHO}(K-3), 1)}{\text{CH}(K-3) \times \text{CPI}(K-1)} \\
 \quad (N \geq K \text{ かつ } X \leq N+67-K \text{ のとき}) \\
 \\
 R(K-1, N, X) \\
 \times \frac{\max(\text{CPI}(K-1) \times \text{CHO}(K-3), 1)}{\text{CPI}(K-1)} \\
 \quad (\text{上記以外のとき})
 \end{cases}$$

2. 給付水準調整を行った場合の各年度の給付費等の推計

1. (4) において推計した、 $R(K, N, X)$ を用いて、各年の給付費等を計算する。
 K 年度まで給付水準調整した場合、給付水準調整後の給付費等は、

- ・ 給付水準調整後の年度 (N) 及び年齢 (X) の 2 階部分の年金給付費
 $= \text{KYU}(N, X) \times R(K, N, X)$
- ・ 給付水準調整後の年度 (N) 及び年齢 (X) の厚生年金の経過的国庫負担の額
 $= \text{KOKKO}(N, X) \times R(K, N, X)$
- ・ 給付水準調整後の年度 (N) 及び年齢 (X) の厚生年金の基礎年金拠出金額
 $= \text{KYOS}(N, X) \times R(K, N, X)$
- ・ 給付水準調整後の年度 (N) 及び年齢 (X) の厚生年金の基礎年金拠出金額に
 対する国庫負担額
 $= \text{KYOSKOKKO}(N, X) \times R(K, N, X)$

となる。

これらを、年齢 (X) について足し上げることにより、 K 年度まで給付水準調整した場合の各年度 (N) における給付費等が推計される。

3. 給付水準調整期間の推計

(1) 給付水準調整を行った場合の各年度の収入額、支出額、年度末積立金の推計

K 年度まで給付水準調整を行った場合について、毎年の報酬総額から推計される保険料収入の額、2. により推計された給付費、基礎年金拠出金、さらに、それに応じた国庫負担額、また、積立金の初期値や運用利回り前提に基づいて、各年度の収入、支出、年度末積立金を推計する。具体的には、

・当年度末の積立金

＝前年度末の積立金＋当年度の収入額－当年度の支出額

の関係が成り立つ。また、当年度の収入額のうち運用収入については、

・当年度の運用収入

＝前年度末の積立金×当年度の運用利回り

＋（当年度の運用収入以外の収入額－当年度の支出額）

×当年度の半期運用利回り

として推計している。

(2) 給付水準調整期間の推計

(1) において、K 年度まで給付水準調整を行った場合について、各年度の収入、支出、年度末積立金が推計された。給付水準調整は、おおむね 100 年間の財政が均衡する水準まで行うこととされており、具体的には、2100 年度の積立度合を 1、すなわち、2100 年度初の積立金（＝2099 年度末の積立金）が 2100 年度の支出に一致する水準まで行うという前提で給付水準調整期間の推計を行っている。

推計を行うに当たっては、給付水準調整を行う年度 (K) を、K=2005 から、K=2006、K=2007、…と 1 年ずつ増加させ、初めて 2100 年度の積立度合が 1 を超える年度が、給付水準調整終了年度 (KE とする) となる。

なお、給付水準調整終了年度 (KE 年度) においては、厚生年金の 2100 年度の積立度合が正確に 1 となるように、KE 年度に適用される調整率 (CHO(KE-3)) を設定し直し、KE 年度まで給付水準調整した場合の各年度 (N)、年齢 (X) 別の給付費等の調整前の給付費等に対する最終的な比率 $R(KE, N, X)$ を算定している。